

[自動車保管場所届出書]の記載例

埼玉県警察本部

自動車検査証を見ながら正確に記入する。

数字とアルファベットを明瞭に区別して記入する。

(要注意 1とI、0とD、9とP、2とZ、8とB、VとU)

なお、車台番号欄については左詰めで記入し、アルまるファベットには下欄にチェックして下さい。

軽自動車の保管場所を初めて届出する場合は「新規」に、それ以外は「変更」に○印を付けて下さい。

軽自動車の届出の場合は「軽」に、それ以外の登録自動車の場合は「登録」に○印を付けて下さい。

センチメートル(cm)単位で右詰めに記入する。(ミリ単位は切り捨てる)

個人の場合は住所を記入する。
法人格の場合は事務所の所在地。
(※届出者住所欄と異なる場合は、原則本拠の位置であることを疎明する資料(公共料金の領収書など)の提出が必要になります。)

駐車場の所在地を住居表示で記入する。
(住居表示がない場合は直近の住居表示)

保管場所変更届の場合は、変更前の保管場所を()内に記入する。

届出書の「備考欄4」を参照し、該当する場合に9桁の標準番号を記入する。

警察署に提出する年月日を記入する。

個人の場合は住民票又は印鑑証明と一致する住所・氏名を記入する。

法人格の場合は、登記簿又は印鑑証明と一致する所在地・法人名・代表者名を記入する。

＜例＞
イスズ
スズキ
スバル
ダイハツ
ホンダ
マツダ
三菱 等

自動車保管場所届出書 (新規・変更)										受理番号										
車名	型式	車台番号 (左詰めで記入)										自動車の区分	登録種別							
000	E-GS130	G	S	1	3	0	-	7	0	4	4	3	0	5	2	長さ	3	3	9	センチメートル
		7	7											幅	1	4	7	センチメートル		
												高さ	1	7	1	センチメートル				
自動車の使用の本拠の位置		埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 (OOマンション105号室)																		
自動車の保管場所の位置		埼玉県さいたま市浦和区常盤4丁目11番21号 (OO駐車場No.5)																		
		(変更前)																		
※ 保管場所標準番号																				
上記の事項について届出をします。																				
〇〇 警察署長 殿										〇 年 〇 月 〇 日										
〒 330-0063																				
住所 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 (OOマンション105号室)																				
届出者 (フリガナ) ニホン タロウ																				
氏名 日本 太郎																				
電話 000 (000) 0000 番																				

申請の車の登録(車両)番号を必ず記入してください。

この欄は保管場所の自動車の増減を

保管場所の土地又は建物の所有

届出者欄以外の連絡先

届出の登録(車両)番号 大宮50が1234	増車 代替	旧車の登録番号及び車台番号 大宮500が5678 AB12-3456	保管場所の所有者 自己 他人 共有 (自己以外)	連絡先
--------------------------	----------	---------------------------------------	--------------------------------	-----

増車に○印をする場合

この申請によって保管場所の収容台数が増加する場合。(登録番号及び車台番号は記入しない)

代替に○印をする場合

この申請によって保管場所の収容台数が変わらない場合。(出す車の登録番号及び車台番号を記入する)

添付書類

- ▲自己の場合 → 自認書を添付する。
- ▲他人の場合 → 使用承諾書又は契約書の写しを添付する。(親子間、夫婦間は他人とします。)
- ▲共有の場合 → 関係者の使用承諾書を添付する。

● 昼間、連絡をとることがありますので、届出者欄以外に連絡先があれば記入する。

● 届出内容に疑義がある場合は、再度届出をしていただく場合があります。

● 届出後の訂正の場合、手数料に相当する額の県証紙を貼ってください。

● 三枚目に警察署窓口にもあります。

● 県証紙は3枚1組になっております。